

1 はじめに

近世初頭期、宮代町域には百間村をはじめ久米原村、和戸村、国納村、須賀村、蓮谷村の 6 ケ村があったが、その後の分村の状況や相給などにより、そのエリアは複雑であったといえる。それは相給となった時代やその前段階の組の存在などによって、その錯綜した状況に違いがある。ここでは、百間村、久米原村、国納村、和戸村の状況を村別に分析した後に年代的に分析し、その相給のエリアが時代的にどのような影響があるかについて述べてみたい。

2 相給とは？

1 つの村に複数の領主が支配することを相給と呼ぶ。また、3 人以上の領主がいる場合、それぞれ、「三給」「四給」「五給」と呼ぶこともある。

宮代町域では百間村が三給（元禄十年の分村以前の百間村では五給）、須賀村が三給、久米原村が四給、和戸村が二給、国納村が三給となっており、非常に錯綜とした状況を読みとることができる。

3 村別の相給の状況

1) 百間村

文禄元年（1592）服部政光に百間領 3,000 石を与える。（百間村分 2,400 石）

慶長 20 年（1615）服部政信、父の跡を継ぐ。

元和 5 年（1619）服部氏、百間から離れ、遠州敷智郡へ移封。

元和 5 年（1619）百間領 5,000 石検地。

寛永元年（1624）旗本朽木氏（1,000 石）、旗本永井氏（700 石）、旗本池田氏（700 石）に分割。

寛永 16 年（1629）旗本朽木氏移封。百間村、天領となる

元禄 10 年（1697）百間村、百間村（天領）と百間東村（旗本永井氏）、百間中島村・百間中村（旗本池田氏）に分村。

元禄 10 年（1697）天領の百間村の一部、岩槻藩領となる（後の百間西原組、百間金谷原組）。

元禄 16 年（1703）残された天領、久喜藩領となる（百間本村）。

正徳元年（1711）岩槻藩領は天領に戻る。

享保 10 年（1725）天領の一部、旗本森川氏の支配となる（百間西原組）。

元文元年（1736）残された天領、旗本松波氏の支配となる。（百間金谷原組）

* 百間本村は字宿と字川島を中心に、百間西原組は字山崎、字西原、字台越、字内野を中心に、百間金谷原組は字金谷原を中心に、百間中島村は字道仏、字中須、字若宮を中心に、百間中村は字西と字前原を中心に存在する。一方、百間東村は字東から字中洲島、字柚木、字松ノ木島に至る、最も多くの面積を要していた。現在の川端・宮東地区は百間東村を中心に百間中村、百間西原組などが見られ錯綜した状態であった。これらの百間各村は中心集落にある程度纏まり、縁部へ開発していった結果、中心集落以外の場所に各村の飛地が多く分布するようになったと推定される。これらの分布状況は百間村が1村であった頃の組支配と関係があると推定される。

百間村については、元和5年(1619)の検地の後、寛永元年(1624)に旗本永井氏・池田氏・朽木氏に三分されたことと関係があるのだろう。しかし、旗本池田氏の百間村は、道仏村(百間中島村)や西村(百間中村)などと私称しており、この当時から、組が組織されていた可能性を示唆する。「溜沼争論絵図」(折原家文書)にも、天領の百間村(元旗本朽木氏知行地・後百間三組と称せられる)内に後宿村・西原村・金谷原村・平島村などが見られる。さらに、元禄11年の「新御水帳書抜百姓一人別名寄帳」(折原家文書)によると源太左衛門組と金谷原小兵衛組が、享保9年(1724)の「年貢割付状」(新井家文書)にも半兵衛組が確認できる。さらに、百間西原組は上組と下組に分かれおり、百間金谷原組内にも平島組があった。

元禄10年の「百間村検地帳」(折原家文書)によると、源太左衛門、小左衛門、十右衛門、半右衛門、伊左衛門の五人の名主が案内人として見られる。これらの名主単位で組が組織されていたと推定される。組は江戸時代初期から存在し、検地により土地一筆一筆が確定された後、各領主に領地が按分された。村内における以前の組の存在が、百間村の相給の状況に影響したと推定される。

2) 久米原村

天正18年(1590)後北条氏の支配下として、岩付領久米原村が鷲宮社領として確認できる。

文禄元年(1592)岩槻藩主高力清長に久米原村(西条原村)が与えられる。残りの久米原村(東条原村)は天領か？

元和5年(1619)百間領5,000石(天領の久米原村も含む)検地。

寛永元年(1624)天領の久米原村(東条原村)、旗本水野氏の支配となる。

寛文4年(1664)旗本水野十郎左衛門改易。久米原村(東条原村)、天領となる。

元禄3年(1690)天領の久米原村(東条原村)検地。

元禄10年(1697)天領の久米原村(東条原村)の一部、旗本細井氏と旗本渥美氏の支配となる。

元禄16年(1703)残された天領、久喜藩領となる。

明治2年(1869)正式に東条原村と西条原村分村する。

* 東条原村と西条原村は公式には一村であった。村の分布状況としては、錯綜とした状態は見られず、他村と同様に面的に接している。この時期については、不明であるが、天正十八年（一五九〇）、江戸へ入府した徳川家康が久米原村（西条原村）を岩槻藩主高力氏に与えたことと関係するのかもしれない。

東条原村については、元禄 10 年に相給になったことからそのエリア等は非常に複雑であった。ここでは東条原村の詳細についてみてみたい。

元禄三年の検地により確定した一筆ごとの土地は、寺や神社などの除地を除くとそれぞれ各領主に属していたようである。

享保年中の「用悪水伏越・掛樋等普請取極覚」（岡安家文書）によると細井六郎兵衛知行所名主庄左衛門、組頭吉左衛門、米津出羽守知行所名主甚左衛門、組頭彦右衛門、渥美九郎兵衛知行所名主源兵衛、組頭孫兵衛が確認でき、領主ごとに村役人が組織されていたことが分かる。

東条原村の相給の状況については、絵図などが無いため、詳細なことは分からないが、文書に記載される村役人の名前や、百姓の名前から、その百姓が属する領主を明らかにした。但し、田畑については不明なところが多いため、百姓屋敷のみを扱った。

各字ごとの相給の状況は字宿屋敷に佐倉藩領七軒、渥美氏 2 軒、細井氏 5 軒、字大崎に佐倉藩領 3 軒、渥美氏 4 軒、細井氏 2 軒、字御手洗に佐倉藩領 3 軒、渥美氏 1 軒、字塚之前に佐倉藩領 1 軒、渥美氏 5 軒、細井氏 2 軒、字前と前塚には佐倉藩領 7 軒、渥美氏 4 軒、細井氏 8 軒、字渋谷に佐倉藩領 1 軒、渥美氏 5 軒、細井氏 2 軒が確認できる。佐倉藩領は字宿屋敷や字前に、渥美氏は字塚之前と字渋谷に、細井氏は字前に多い傾向が分かる。しかし、これらの分析において、各字に 1 領主の土地が集積している状況は見られなかった。

それぞれの領主が約 131 石で、百姓屋敷が約 20 軒づつであるためこのような状況となったのかもしれない。これらのことから、便宜的に土地を、各領主に分けたことは明白である。但し、安永元年（1772）の「相給出入口上書」（岡安家文書）によると「先年御一領ニ而御水帳面一株ニ相極候処、元禄年中御私領御三〇〇相分リ」、「宗門人別二重ニ御双方へ書載候」、「御相領之名主役被仰付候儀、地頭所並村役人届不仕段吟味有之候処、申訳無御座旨口書印形仕候」とあり、錯綜した状況下においても他領の宗門人別帳に記載されることや名主を引き受けることはできなかったようである。

次に本家・分家が 1 領主に集中しているかについてであるが、「本家源四郎潰跡相

字	佐倉藩	渥美氏	細井氏
宿屋敷	7	2	5
大崎	3	4	2
御手洗	3	1	
塚之前	1	5	2
前	7	3	8
前塚		1	
渋谷	1	5	2

第 1 表 字領主別軒数

続方之儀、兼而彦兵衛儀も相続人相立申」（岡安家文書）とあり渥美氏知行下の彦兵衛と細井氏知行下の源四郎が本分家の関係であることや、「久兵衛倅半六儀此度御領分へ以勝手分地致候ニ付、送り差遣し候所、御領分宗門人別ニ相書載可申候」（岡安家文書）とあり細井氏知行下の久兵衛が佐倉藩領の土地に分家を出したため佐倉藩領の宗門人別に書き加えたことが確認できる。この他にも細井氏知行下の八郎兵衛や喜左衛門の本家が渥美氏知行の太郎兵衛であることや佐倉藩領の三郎左衛門の本家が渥美氏知行下の忠左衛門であることなどからも本分家が 1 領主に集中していたことは確認されない。勿論、細井氏知行下の庄左衛門の分家幸右衛門やその分家蔵次郎が同じ領主であることも確認でき、元禄 10 年にそれぞれの領主に分割された土地単位で村政が行われていたことが分かる。

3) 和戸村・国納村

天正 18 年（1590）後北条氏の支配下として、岩付領和戸村が鷲宮社領として確認できる。

天正 18 年（1590）徳川家康、江戸へ入府。このとき、後の和戸村・国納村は天領になったと推定される。

江戸時代初期 和戸村と国納村、分村したと推定される。

元和 5 年（1619）百間領 5,000 石（国納村・和戸村も含む）検地。

寛永元年（1624）和戸村、旗本水野氏の支配となる。国納村は天領のまま。

寛文 4 年（1664）旗本水野十郎左衛門改易。和戸村、天領となる。

元禄 3 年（1697）和戸村検地。

元禄 10 年（1697）国納村検地。

元禄 10 年（1697）国納村、旗本森川氏・旗本戸田氏・旗本高木氏の相給となる。

和戸村、旗本山本氏・旗本榊原氏の相給となる。

* 国納村と和戸村については、「和戸村国納村古来一村ニ御座候而田地入合申候」（鈴木家文書）とある通り、元々、一村であったものが、その後分村したことが分かる。村の分布状況としては、和戸村の中に国納村がある状況で、南の字沼端と北の字八河内にある程度纏まりがあって存在する。これは集落との関係と考えられ、2 字に人家が集中し、そこに住む百姓が地先を開発した結果、周囲に飛地がある状況になったと推定される。

国納村と和戸村の分村については、その分布状態が百間村に類似すること（国納村の分布状態が中心集落からその隣接部）から、元和 5 年（1619）の検地の後、寛永元年に和戸村が旗本水野氏に与えられたことと関係があるのかもしれない。

4 分布状況のタイプ別に見た年代感

①面的に接するタイプ

西条原村と東条原村

②中心集落タイプ

百間村の相給、和戸村と国納村

③混在するタイプ

東条原村内の相給

上記のように3タイプの相給村に分けることができる。これらは、単なる領主の支配エリアの違いと考えるより、相給となった年代的な差と考えることができると思われる。

面的に分けられる東条原村と西条原村は少なくとも、和戸村や国納村が分村した時期や百間村が相給となった時期よりも古い時代に分けられたと推定され、西条原村に岩槻藩主高力氏が入ったことと関係があると推定される。

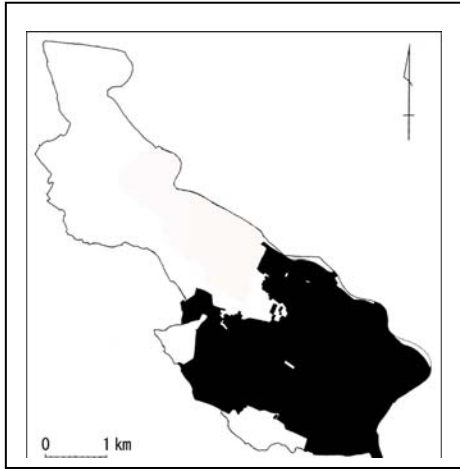
和戸村・国納村が分村した時期は明らかではないが、分布状態から推察すると、百間村が相給となった寛永元年付近と考えることもできるのではなかろうか。和戸村はこの年、天領から旗本水野氏知行地となっている。

混在するタイプは最も新しいもので元禄の地方直しによる相給である。

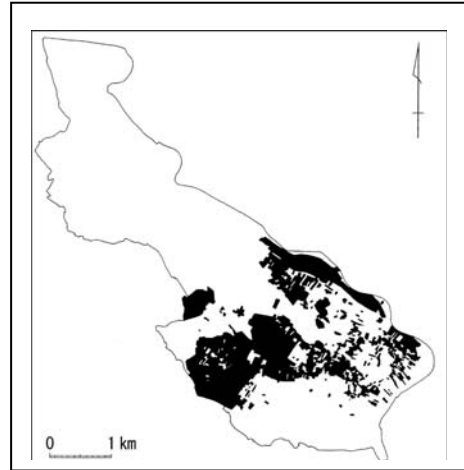
これらのことから、元和5年の検地以前の相給（西条原村と東条原は村）は一円的な広域支配権が確認でき、寛永の地方直しによる相給（百間村や国納村と和戸村）は集落を中心にその縁部に飛地がある状態であり、元禄の地方直しによる相給（東条原村）は村内を便宜的に按分し、集落内は錯綜した状況で、それぞれの土地を単位に村政が行われたことが分かる。元禄の地方直しで相給となった国納村内や和戸村内もこれとほぼ同様であったと推定される。元禄10年に相給となった百間村（百間三組）については、それ以前の組を単位に相給となったため、寛永の地方直し後の状況とほぼ同じとなったのであろう。但し、「新御水帳書抜百姓一人別名寄帳」（折原家文書）には基本的には天領であった源太左衛門組の中に岩付藩の小笠原佐渡守分の土地が見られることや、金谷原小兵衛組に渡した分などが見られることから細部については按分した状況が伺われる。

5 まとめ

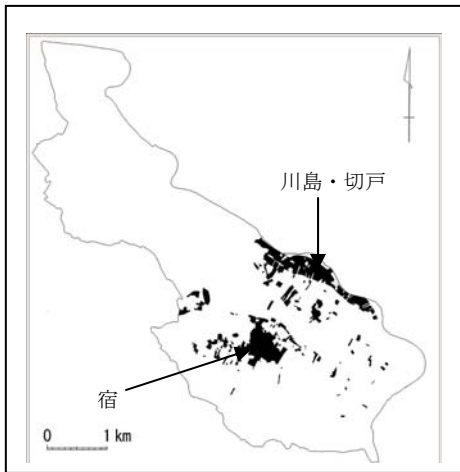
今回は宮代町域の内、比較的文書が多く残る村で分析を試みた。これらの結果、「新記」や「郡村誌」に分村した時期や相給となった時期が未記載であったり、誤った情報が書かれていたりする場合などに、ある程度有効な年代感を与えることができる可能性を示唆できたと思われる。絵図や地籍図、文書などを組み合わせて考えると、様々な情報を得ることができるのではなかろうか。今後は宮代町域だけでなく、周辺の村も合わせて考えてみたい。



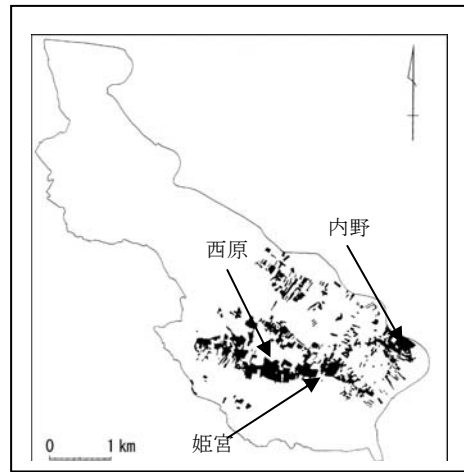
第1図 元禄10年分村以前の百間村



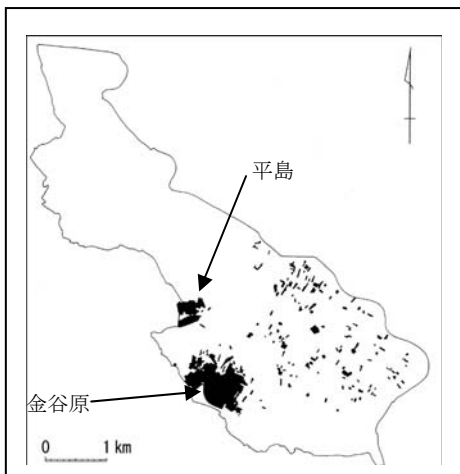
第2図 元禄10年分村以後の百間村



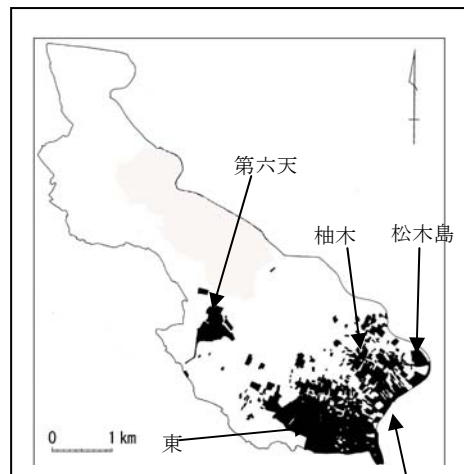
第3図 百間村（百間本村）



第4図 百間西原組

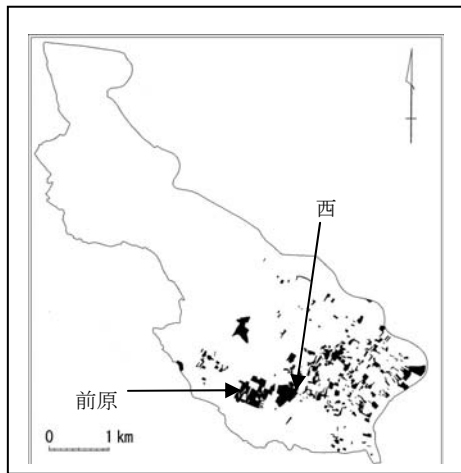


第5図 百間金谷原組

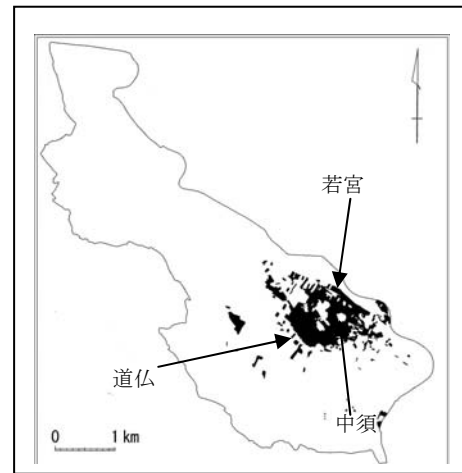


第6図 百間東村

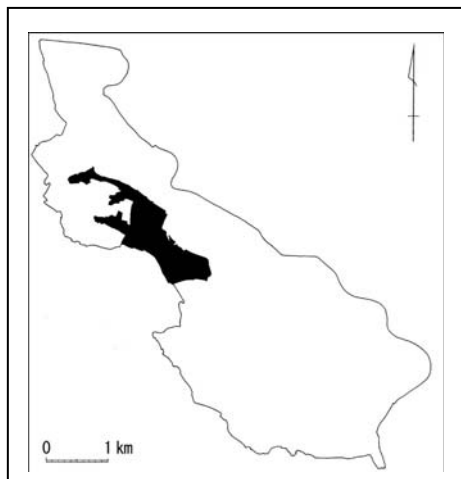
中州島



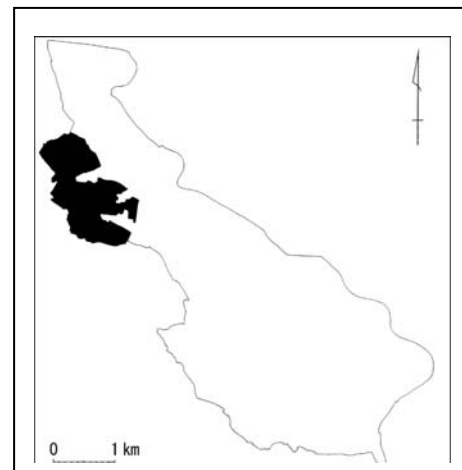
第7図 百間中村



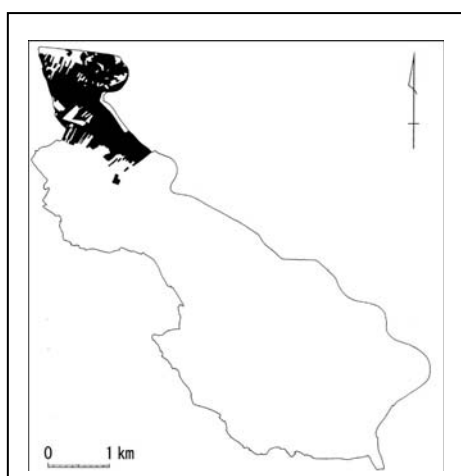
第8図 百間中島村



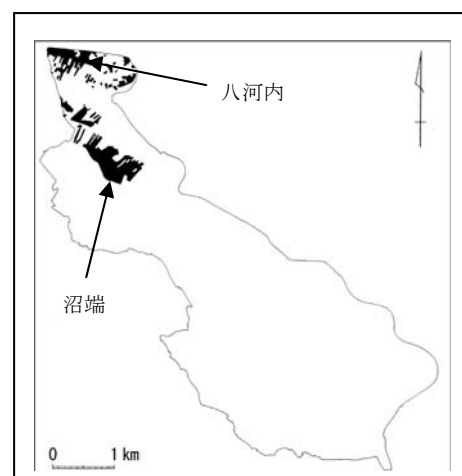
第9図 東条原村



第10図 西条原村



第11図 和戸村



第12図 国納村